

仮処分命令申立書

2023年4月24日

東京地方裁判所民事第8部保全係 御中

債権者代理人弁護士 戸 田 裕 典



同 鈴 木 多 門



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立ての趣旨

債務者は、債権者又はその代理人に対し、その営業時間内のいつにても、2023年3月31日時点の債務者の株主名簿を閲覧謄写させよ。

申立ての理由

1 被保全権利の存在

(1) 当事者

債務者は、株式会社東京証券取引所のスタンダード市場に上場している株式会社であり、発行済株式総数は16,773,376株である（甲1：履歴事項全部証明書）。

また、債権者は、債務者の株主である（甲 2：個別株主通知申出書兼受付票、個別株主通知済通知書）。

(2) 債権者による株主提案

債務者は、2023年6月に第62期定時株主総会（以下「本件総会」という。）の開催を予定しているところ（甲 3：債務者による「当社第62期定時株主総会に係る株主提案に関するお知らせ」と題するリリース）、債権者は、債務者に対し、同年3月31日付株主提案書（甲 4）を送付し、本件総会の終結の時をもって債務者の現任取締役の任期が満了になることに伴う経営陣の交代を企図し、「取締役4名選任の件」と題する議案を提案した（以下「本株主提案」という。）。

(3) 債務者に対する株主名簿の閲覧謄写に関する申入れ及び債務者の対応

債権者は、本株主提案に伴い、他の株主に対しても債権者の主張を広く呼び掛けるとともに、委任状の勧誘を行うことを検討している。そして、当該委任状勧誘を行う必要があるか否かを判断するため、また、必要があるとして、委任状勧誘の手続のため、会社法125条2項に基づき、債務者に対し、2023年4月12日付内容証明郵便により、本件総会の基準日である2023年3月31日時点（以下、単に「基準日」という。）の株主名簿の閲覧謄写請求（以下「本閲覧謄写請求」という。）を行った（甲 5：株主名簿閲覧謄写請求書）。

しかし、債務者からは、2023年4月14日付で本閲覧謄写請求に対する回答書（甲 6）の提出があったものの、同回答書には、「当社の社内規程上、株主名簿の閲覧謄写請求については当社所

定の書式……によって行うことが規定されております。」とされ、「当社所定の書式」(甲7。以下「本件書式」という。)には、「請求者の誓約事項」として、「3. 私は、本請求の目的が、同請求後に開催される最初の当社の株主総会(以下「本総会」という。)における議決権行使の勧誘や議決権行使に関する委任状(以下「委任状」という。)の取得を含んでいる場合には、当社株主による本総会における議決権行使が適正になされることを確保すべく、本請求により取得した情報に基づいて、(i)QUOカードその他の金品を配布する等、経済的利益の提供を誘引として委任状を取得すること……を行わないことを誓約いたします。」との文言がある。

すなわち、債務者は、同回答書により、債権者が本件書式によってQUOカードを用いた委任状勧誘行為を行わないことを誓約しない限り、本閲覧謄写請求には応じない旨を明確に表明している。

しかし、本件書式の上記該当部分は、以下の理由から不当なものである。すなわち、債権者が本件総会における委任状勧誘を行うに際し、仮にQUOカードの配布を行ったとしても、当該配布行為は、広く株主の意見を求めるために、委任状による議決権行使を依頼する趣旨で、会社提案、株主提案のいずれの賛否を問わず、また、一部の議案のみについての議決権行使の場合も含め、合理的範囲内のQUOカードを贈呈するというものである。この点、裁判例上も、株式会社によるQUOカードの配布につき、「当該利益が、株主の権利行使に影響を及ぼすおそれのない正当な目的に基づき供与される場合であって、かつ、個々の株主に供与される額が社会通念上許容される範囲のものであり、株主全体に供与される総額も会社の財産的基礎に影響を及ぼすものではないときに

は、例外的に違法性を有しないものとして許容される」としており（東京地判平成 19 年・12・6 判タ 1258 号 69 頁）、この判示は、利益供与禁止規定（会社法 120 条）が問題となる会社に対するものであるところ、況や、利益供与禁止規定が問題とならない株主による委任状勧誘に際しての QUO カードの配布についても、当然に妥当、若しくは、より緩やかに認められるというべきである。したがって、債権者による上記のような QUO カードの配布があったとしても、当該 QUO カードの価格が社会通念上許容される範囲のものである限り、当該配布を債務者に禁止されるいわれはない。この点、本件書式は、裁判例上認められている勧誘方法による勧誘を目的とする株主名簿の閲覧謄写請求を認めないものであり、不当である。

(4) 債務者の対応が東京地方裁判所でなされた法的判断に背くこと

また、債務者は、本閲覧謄写請求に対して上記のような対応に終始しているが、債務者のこのような対応は、これが初めてではない。

すなわち、債権者は、2022 年 9 月 30 日時点の債務者の株主名簿についても、2022 年 11 月 11 日付「法定書類閲覧謄写請求書」

（甲 8。ただし、本件書式ではなく、旧版である。）を債務者に対して送付し、株主名簿閲覧謄写請求を行っているが、これに対しても、債務者は本件書式と同様の誓約事項が記載された法定書類請求書によらない限りは株主名簿閲覧謄写に応じない旨を宣明したのである（甲 9：債務者所定の株主名簿閲覧謄写請求書（2022 年 9 月 30 日基準日分））。

これに対し、債権者は、2022 年 11 月 21 日付で、御庁に対して

株主名簿閲覧謄写仮処分命令申立てを行い、審理が行われた（甲10：株主名簿閲覧謄写仮処分命令申立書）。審理においては、QUOカードを用いた委任状勧誘行為を行わないという誓約をしない限り株主名簿閲覧謄写を拒むことが会社法上許されるか否かが主な争点となったが（甲11：「リ・ジェネレーション株式会社による株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立てに関するお知らせ」と題するリリース）、その結果、御庁は、2023年1月19日付で仮処分決定を行い（甲12：決定書）、債権者の申立てが相当であることを認めたのである。すなわち、QUOカードを用いた委任状勧誘行為を行わないという誓約をしない限り株主名簿閲覧謄写を拒むという株式会社の態度が、会社法上違法であるとの司法判断がなされたということであるから、本閲覧謄写請求に対して債務者が同様の理由でこれを拒否することは、明確に示されたはずの司法判断にも真っ向から背くに等しく、司法の軽視甚だしい事態である。

(5) 債権者が被る不利益

仮に、債務者による本閲覧謄写請求への対応が遅れることとなれば、債権者において必須となる議決権を有する株主への委任状の勧誘のための準備に要する期間（全株主に係るデータのエクセルシートへの入力・精査・印刷・封入作業に要すると見込まれる日数）を考慮すると、債権者があまりに不安定な立場に置かれ、債務者の対応いかんによっては、閲覧謄写が数日遅延するだけで、債権者は委任状勧誘を行うことが実質的に不可能になる事態さえあり得る。

(6) 小括

以上のとおり、債権者は、本件総会において、本株主提案につき多数の株主の賛同を得て可決させるため、他の株主に対しても債権者の主張を広く呼び掛けるとともに、委任状の勧誘を行う目的のもと、基準日における債務者の株主名簿閲覧謄写を請求する権利を有する。

2 保全の必要性

- (1) 上記のとおり、債権者は、本件総会における委任状勧誘の可否の判断のために、及び、本株主提案の可決を目的とした委任状勧誘のために、基準日時点の債務者の株主名簿を閲覧謄写することが不可欠である。しかし、債務者が上場会社であり、その株主数が多数であることも踏まえると、通常紙媒体として提供される株主名簿を実際を取得してから、宛名の作成を含め委任状勧誘書類を発送するまでには相当な時間を要するため、直ちに当該株主名簿の閲覧謄写を行う必要がある。

仮に、本案判決の確定を待たなければならないとすれば、株式会社においては、株主提案議案を目的とした株主総会が開催されることとなっても、株主名簿閲覧謄写請求を拒めば、提案株主による委任状勧誘を封じた上で容易に同株主提案議案を否決することができることとなり、株主全体の利益を凶るという株主総会の趣旨を根本から没却することになるため、債権者が被る損害は著しい。

他方で、本申立てが認容されたとしても、債務者が被る損害は皆無である。

- (2) また、上記のような司法判断を無視した債務者の対応に鑑みれ

ば、債務者が本閲覧謄写請求に対して極めて非協力的であることは明らかであり、本閲覧謄写請求を拒否し続ける蓋然性が認められる。

- (3) そこで、本件においては、仮処分による早急な保全の必要性が認められるから、申立ての趣旨記載の本申立てに及んだ次第である。

疎 明 方 法

甲第1号証	債務者の履歴事項全部証明書
甲第2号証の1	個別株主通知申出書兼受付票
甲第2号証の2	個別株主通知済通知書
甲第3号証	債務者による「当社第62期定時株主総会に係る株主提案に関するお知らせ」と題するリリース
甲第4号証	2023年3月31日付株主提案書
甲第5号証	株主名簿閲覧謄写請求書
甲第6号証	株主名簿閲覧謄写請求に関する回答
甲第7号証	債務者所定の株主名簿閲覧謄写請求書(2023年3月31日基準日分)
甲第8号証	2022年11月11日付「法定書類閲覧謄写請求書」
甲第9号証	債務者所定の株主名簿閲覧謄写請求書(2022年9月30日基準日分)
甲第10号証	株主名簿閲覧謄写仮処分命令申立書
甲第11号証	「リ・ジェネレーション株式会社による株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立てに関するお知らせ」と題するリリース
甲第12号証	決定書

添 付 書 類

債権者の履歴事項全部証明書	1 通
債務者の履歴事項全部証明書	1 通
訴訟委任状	1 通
甲号証写し	各 2 通

以 上

(別紙)

当事者目録

〒108-0014 東京都港区芝 5-13-13 サダカタビル 5階
債権者 リ・ジェネレーション株式会社
上記代表者代表取締役 尾 端 友 成

(送達場所)

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューポート法律事務所法律事務所
債権者代理人 弁護士 戸 田 裕 典
同 弁護士 鈴 木 多 門
TEL 03-6441-2760
FAX 03-6441-2761

〒110-8546 東京都台東区上野1丁目15番3号
債 務 者 株式会社ナガホリ
上記代表者代表取締役 長 堀 慶 太